

金文通解

芻簋

齋 藤 加 奈

器名 芻簋・何簋（李學勤・劉源）・芻簋（吳鎮烽）

吳鎮烽『商周青銅器銘文暨圖像集成』（以下、吳鎮烽集成と略）5136・5137

時代 西周早期（成王期）

考釋

出土

不明。

甲器は『文物』二〇〇九年第二期誌上にて張光裕が器影・拓本と

もに考釋を發表したものが初出。乙器の器影・拓本は韋心滢「芻簋銘

文探析」が初出。

收藏

香港・個人藏（王宏の記述による）

著錄

張光裕「芻簋銘文與西周史事新證」『文物』二〇〇九年第二期）

韋心滢「芻簋銘文探析」（朱鳳瀚主編『新出金文與西周歷史』上海

古籍出版社、二〇一一年）

⑧王宏「芻簋・芻尊非同人之器辨」『殷都學刊』二〇一〇年第二期）

asp?Src_ID1332

研究中心網站、二〇一〇年）<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Src.Show>.

⑦李春桃「說芻簋銘文中的“亂”字」（復旦大學出土文獻與古文字學

⑥黃國輝「新見芻簋再議」『考古與文物』二〇一一年第一期）

⑤李春利「西周時期殷遺民采邑試析」『文博』二〇一二年第三期）

究』第二八輯、二〇一〇年）

④劉源「從殷墟卜辭的“族”說到周初金文中的“三族”」（『古文字研

古籍出版社、二〇一一年）

③韋心滢「芻簋銘文探析」（朱鳳瀚主編『新出金文與西周歷史』上海

『三代文明研究』（商務印書館、二〇一一年）所收

②李學勤「何簋與何尊的關係」『出土文獻研究』第九集、二〇一〇年）

①張光裕「芻簋銘文與西周史事新證」『文物』二〇〇九年第二期）

- ⑨ 洪颺「芻簋銘文釋讀及相關問題」〔《社會科學戰線》二〇一一年第三期〕
 ⑩ 趙平安「《芻簋》銘文在文字演變上的意義」〔《出土文獻》第一輯、二〇一〇年〕
 『金文釋讀與文明探索』(上海古籍出版社、二〇一一年)所收

器制

甲器 通高23cm 口徑19cm

ひろがった口で頸部分は窄まっている。胴部はやや膨らんでおり、高い圈足(高臺)の足部分が下に折れ、胴部の兩側に一對の龍首耳があり、その下に鈎状の垂耳がついている。蓋の表面は隆起していて、中央に圓餅形の突起があり、周圍に四個の倒立した夔龍形の扁扉(突起物)が配されており短い梁によって圓餅と繋がつている。蓋を逆さに置くことと夔龍が扁足となった圓底盤となる。蓋の縁は内に凹んでおり、器の縁の中部が尖った凸状となっていて両者が子母扣を形成している(セットとなって蓋を固定している)。頸部に三列の雲雷紋で出来た夔龍紋が飾られ、前後に浮き彫りの獸頭がついており、蓋の縁と圈足はひとしく列旗脊獸面紋(いわゆる饗饗紋)で飾られている。

乙器 通高23cm 口徑19.2cm

形制・紋飾は甲器と同じだが、大きさにはやや違いがある。

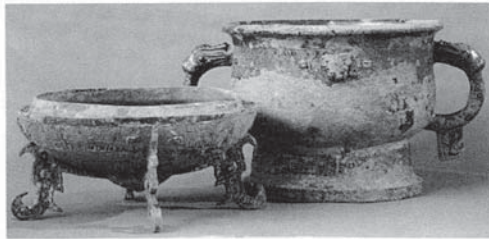
- ② 李學勤・⑤ 李春利・⑧ 王宏らは特に禽簋〔《殷周金文集成》(以下、集成と略)4041〕との類似を指摘しており、また② 李

學勤と③ 韋心澄は蓋の形が周初墓から出土した長子口鼎〔《新收殷周青銅器銘文暨器影語彙編》(以下、新收と略)52〕などに似ていることを指摘、④ 劉源は獸面紋が朱鳳瀚『中國青銅器綜論』の饗饗Bc型(殷末周初)と分類し、形制からもこれらの二器が西周早期に屬することが確認出来るとしている。



1. 芻簋甲

2. 芻簋乙



3. 甲器器蓋分置

銘文

韋心澄「芻簋銘文探析」より(圖版一)

甲器は器と蓋が同銘で、四行三四字(うち合文一字)。乙器は蓋は甲器と同銘だが、器底は別銘で二行七字。

甲器(器底・器蓋)・乙簋(器蓋)

隹(唯) 八月公陟(夷) 殷年、公易(賜) 矧貝十朋、廼令(命) 矧鬲

(嗣) 三族、為矧室。用兹(茲) 殷(簋) 鬻(設) 公休、用作(作)

且(祖) 乙罍(罍) 彝。

乙器(器底)

矧罍(鑄) 且(祖) 辛寶罍(罍) 彝。



蓋



器

甲器銘文『商周青銅器銘文暨圖像集成』05136)

漢字學研究 第二號



蓋



蓋

乙器銘文『商周青銅器銘文暨圖像集成』05137)

隹(唯) 八月公陟(夷) 殷年、

本段の一文は、その年の重大な出来事を記すことで具体的な年の記述の代わりとする、いわゆる大事紀年が用いられている。時間を示す際には年・月の順に表記する場合や、冒頭に月を表記し末文に年を表記する例が一般的だが、本器のような年・月の順番は辭作父乙簋(集

成(二七)「才(在)十月一、佳(唯)王廿祀」などのように殷代の青銅器に多く見え、また文頭に連続して表記する書式は本器のみに見られる珍しい特徴となっている。

「公陝殷年」という表現は金文では初出である。陝の字そのものは甲骨文で多く人名・地名として出現するが、ここでは明らかに動詞として用いられている。①張光裕は『説文解字』大部「夷、平也」を文獻では多く引申して平定・平治・摧毁の意に用いられているとし、『逸周書』明堂解「是以周公相武王以伐紂、夷平天下」【ここをもつて周公武王を相けもつて紂を伐ち、天下を夷平す】、『呂氏春秋』知化「居數年、越報吳、殘厥國、絶厥世、滅厥社稷、夷厥宗廟、夫差身為擒」【居ること數年、越吳に報ひ、厥の國を殘し、厥の世を絶ち、厥の社稷を滅し、厥の宗廟を夷し、夫差の身擒と為る】、『史記』張耳陳餘列傳「章邯引兵至邯鄲、皆徙厥民河内、夷厥城郭」【章邯兵を引き邯鄲に至り、皆厥の民を河内に徙し、厥の城郭を夷す】などを引く。そして陝字は字の造りから推測して「土を平らかにする」意であると考えている。

この陝殷が具體的に何の事件を指すのかについては、武王が紂を伐した克殷ではなくいわゆる三監の亂であるという點で諸氏一致している。①張光裕は刳篋(集成二七三)「珣(武王)征商」の征商には明らかに征伐の意があるのに對し夷殷はややニュアンスに違いがあり、「平治」する對象は武庚や管叔らの反亂者であると見なしている。また『逸周書』度邑解「王曰『嗚呼、且、我圖夷茲殷、其惟依天』」【王曰く『あまたよ、我は茲の殷を夷するを圖り、其れ惟れ天に依らん』】を引き、文獻の「夷茲殷」と本銘の「陝殷」が同じ出來事を指していると考え

る。

②李學勤は夷と字釋し、張光裕の考えを更に進めて夷に大きく二つの意味があるとする。「夷殷」に殷商の故地を平定したという意味と、殷の都を壞滅させたという意味、すなわち『荀子』儒效篇「殺管叔、虛殷國、而天下不稱戾焉」【管叔を殺し、殷國を虚するも、天下戾と稱さず】の「虚殷國」と同義であると考え、殷墟文化の下限を論議するにあたっての重要資料であると考え。⑥黃國輝も李學勤と同じように陝(夷)という字釋を行っており、⑨洪颺は陝と隸定するが「夷」・「平」の意味であると訓じている。本銘の陝が文獻中の夷とほぼ同義の語であることは疑いないと考えられるので、本稿でも李・黃氏の隸定に従っておく。

陝(夷)が平定の意であるとする張・李兩氏の解釋は妥當であるが、この一字のみを取り上げ都市(殷墟)の破壞が行われたと斷言することには若干の疑問もある。①張光裕のいう、反亂の平定という狀況をそれ以前の克殷と差別化するため「夷」という語を用いたとする解釋の方がより穩當であろう。但し『逸周書』度邑解では夷殷は本來武王の意圖していたところとなっているが、文獻上では三監の亂は武王死後に起こったとされている。度邑解と本銘の内容が完全に一致するものでないことは念頭に置くべきである。

本銘で夷殷を行ったとされている人物、すなわち文中の「公」が誰かという問題については、多くの文獻で三監の亂を鎮壓したと記されている周公旦そのひとであるという説で諸説一致している。金文資料では刳篋(吳鎮烽集成1432)「周公束(來)伐商」【周公來たりて商

を伐す】、禽簋（集成4011）「王伐桀（蓋・奄）侯、周公某（謀）」【王奄侯を伐つに、周公謀あり】、聖方鼎（集成2739）「隹（唯）周公卬（于）征伐東尸（夷）・豊伯・專（薄）古（姑）、咸伐」【これ周公ゆきて東夷・豊伯・薄姑を征伐しことごとく伐す】の文で周公の名が見えるが、しかし大保簋（集成4140）では「王伐彘子卬（聖）、獻卒（厥）反、王降征令（命）于大保」【王彘子聖を伐つ、ああその反するや、王征命を大保に降す】と記されており、召公奭も武庚の亂の平定に參與していた事實が確認出来る。本銘の「公」が周公であるか、召公であるか、或いはどちらでもない、芻の主筋に當たる人物を公と呼んでいるだけなのか、現時点では確定し難い。

傳世文獻では、周公東征は複数の集團による蜂起を数年かけて鎮壓した経緯が複数の書で述べられている。『逸周書』作雒解には「元年夏六月、葬武王于畢。二年、又作師旅、臨衛征殷、殷大震潰降、辟三叔」【元年夏六月、武王を畢に葬る。二年、また師旅をなし、衛に臨み殷を征す、殷大いに震え潰降し、三叔を辟す】といい、『尚書大傳』には「周公攝政、一年救亂、二年克殷、三年踐奄、四年建侯衛、五年營成周、六年制禮作樂、七年致政成王」【周公政を攝し、一年に亂を救い、二年に殷を克し、三年に奄を踐し、四年に侯衛を建て、五年に成周を營み、六年に禮を制し樂を作り、七年に政を成王に致す】という。⑥ 黃國輝は班簋（集成4311）「三年靜東國」【三年にして東國靜まる】を引き、傳世文獻の記述との一致を指摘するが、班簋の推定製作年は穆王期であると言われており、周公東征との関連はない。周公による一連の軍事活動のうち、禽簋や聖方鼎などの記述が文獻における三年

目の踐奄、山東地方への出兵に相當するが、本銘に記される夷殷は卿盤や大保簋と同年の、周公の二年目の軍事活動であるという解釋で諸氏一致している。ただ、②李學勤は『尚書大傳』の周公攝政開始がそのまま成王の初年に當たると考え、本銘の「公陝殷年」を成王二年と比定しているのに對し、③韋心澧は『尚書大傳』「七年致政成王」が成王初年であると考え、「公陝殷年」の年が成王紀年にも武王紀年にも當たらなからこそ大事紀年の方法を用いたのではないかと推測している。禽簋や大保簋といった三監の亂や東征に關する銘文に王が登場することを鑑みると、この時期に空位期間があったとは考え難く、李學勤説がより妥當であろう。どちらの説を採るにせよ、本器が成王期のはじめに作られた器であることは間違いない。

公易（賜） 芻貝十朋

本段では、周公による芻への賞賜を記している。

文中の芻字を①張光裕・⑥黃國輝及び吳鎮烽集成は益と隸定し、②李學勤は盈、③韋心澧・⑤李春利・⑩趙平安は易と隸定するが、張説においても益・易が同じ錫部に屬することから音通假借して易、賜の意であるとする。易字については、郭沫若「由周初四德器的考釋說明殷代已在進行文字的簡化」（『文物』一九五九年第七期）・陳夢家「西周青銅器斷代」（二）27」（『考古學報』總一〇期、一九五五年）などによって、甲骨の益字（𠄎・𠄏）の一部を抜き出すことによって作られた字であると解釋されてきた一方、徐中舒主編『甲骨文字典』（四

川辭書出版社、一九八八年）ではI期の④『甲骨文合集』（以下、合集と略）5458）や⑤（合集3253）が本来の字形で、二つの酒器を傾け注がれたものを受け取っている象形から賜與の意味となったと説明している。甲骨文では繁體字と省略字が併存するほか、西周早期の德鼎（集成2405）の𠄎字、德簋（集成3333）の𠄎字など皿の部分を省略せずに記された金文の易字も存在する。⑩趙平安は、本銘の𠄎字の形状が青銅匱の形状および金文匱字の或體（集成1083宗仲匱の𠄎）の形状に似ていることから、本銘の字は易字であり、易は匱から分化して出来た字であると見なしている。

本銘の字形は左邊が大きく灣曲し、柄の付いた圭瓚あるいは趙平安の言う匱に似た形状をしている。金文益字（𠄎）に見られる●も金文易字（𠄎）に見られる𠄎も書かれていないが、曲線の強調された字體は金文益字よりも易に近似しており、德鼎の字と同じく易と釋して問題ないと思われる。

何は作者の名前である。この字を②李學勤は何と字釋しているが、何を何の異體字とする見解は以前からあり、一九六三年に陝西省寶鶏市で發見された何尊（集成6014）についても、唐蘭「何尊銘文解釋」、馬承源「何尊銘文初釋」、張政烺「何尊銘文解釋補遺」と、同じ『文物』一九七六年第一期誌上に掲載された論文においても字釋が統一されていないことが確認出来る。唐蘭は何を歌の異體字であるとし、『爾雅』《『廣雅』の誤り）釋詁「歌、息也」を引いている。裘錫圭も『古文字論集』（中華書局、一九九二年）で唐説に従い、荷物を擔ぐ時に息を吐き出す様子を表した字であると論じている。郭沫若は『兩周金文辭

大系』（郭沫若全集考古編）科學出版社、二〇〇二年。原著は一九三二年）の「何簋」の條で何を何の異體字であるとすると、古は何と歌は一字で、人に従い可聲のものと欠に従い哥聲のものに違いはないと論じている。

この何尊と本器の作者が同一人物かどうかについては議論があり、その詳しい内容は後述するが、⑧王宏は字形の比較検討によっても尊と簋の作者が別人であるとの結論に至っているようである。兩者とも肩に戈を擔いだ人の象形字であり、何簋の字では人物の左側、何尊では右側に刃がある。何字は孫海波などによれば本来は「荷」の初文であり、何と同じく肩に戈を擔いだ人を象っているが、⑧王宏は何字の頭部が口となっているのに對し、何字は正面向きの頭であると兩者を分類しており、その點は參照すべきであろう。何字が何字から分化して出来た字であることに疑いはないが、本銘では人名として用いられており、現状では歌や歌といった他の字に確定する決め手もないと思われるので、本稿では取り敢えず何と隸定しておくことにする。何尊の何とは向きの左右や書體に差異はあるが、別字と解釋するほどの違いは見られない。⑧王宏は十年前後に作られた同一人物を記す複数の銘文で大きな書體の違いがないと論じているが、筆記者の違いによって書體が異なることは特に不自然な事象ではない。

貝十朋は何への賜與物である。寶貝は古代中國で呪物や裝飾物として珍重され、殷周期は主に賜與物や陪葬品として盛行した。柿沼陽平『中國古代貨幣經濟史研究』（汲古書院、二〇一一年）によると、殷周時代の墓葬から出土する寶貝のほとんどはキイロダカラとハナビラダカラ

だという。朋は貝の數量を表す單位で、元は貝を紐などで繋げた形状を象っているのであろう。他の殷周金文では十朋の他に朋・二朋・三朋・四朋・五朋・十朋又四朋・廿朋・卅朋・五十朋・八十朋・百朋などの單位が登場する。

一朋は王國維「說珉朋」(『觀堂集林』河北教育出版社、二〇〇一年。原著は一九二七年)以來貝十個に相當するという説が主流となっているが、典籍中では『周易』損卦六五「或益之十朋之龜」の崔憬注に「雙貝曰朋」といい、『漢書』食貨志「為大貝十朋」の顔師古注に「兩貝為朋」といい、『毛詩』小雅・南有嘉魚之什・菁菁者莪「錫我百朋」の鄭玄箋に「五貝為朋」とあり、古くは二貝または五貝で一朋とする説も存在した。また李孝定は『甲骨文字集釋』(中央研究院歷史語言研究所、一九六五年)で二六枚で二條となった朋貝の出土物の存在を論據とし一朋の定数は決まっていなかったと論じ、唐蘭は『西周青銅器銘文分代史徵』(中華書局、一九八六年)で一朋は貝二百個であるとしている。喬志敏『『貝』『朋』新論』(『中原文物』一九八八年第二期)によれば、西周期には十種の貝あるいはそれを模した貝貨が存在していたといい、その重量や大きさ、材質が異なる以上は貝一個の價值が同じであったとは考え難く、同等の貨幣的な價值を持つ一定の數の朋が存在したかについても否定的な立場を取っているが、前述の柿沼論文でも喬志敏の説を支持している。

矧が貝を賜與された理由は、本銘の文中には記されていない。賜與の行われた年や後文の内容を鑑みると三監の亂に際して公を何らかの形で助ける功があったのかもしれないが、斷定は避けておく。賞賜の

貝と青銅器の關係については、貝を代金として賞賜されたものと同等の價值の青銅器を作成した、あるいは貝の呪術的な效能や賞揚されたこと自體に價值を見出し、貝の價格とは關係なく青銅器を作成したという二つの可能性が存在するが、當時の物價が明確に判明していない現状ではどちらであるとも確定し難い。西周早期の陳伯鬲簋(集成 3233)では大珣(琮)を購入する為の價格が五十朋、西周中期の三年衛盃(集成 9256)では田十田の價格が八十朋で田三田が廿朋という記述があり、西周早期の仲鬲父壺(新收 955)は全文を釋讀し難いが恐らく青銅壺の價格が四朋であると記されており、本器が貝十朋相當で作成可能だった可能性は皆無ではないにも思われる。

廼令(命) 矧鬲(鬲) 三族、為矧室。

本段では賞賜に引き續き、矧への命令が行われている。上の語を接續して下の語に繋げる「廼」字の性質を考えると、この間に何らかの内容の省略、例えば矧が貝を賜った理由についての一文を省いたことを廼字が暗に示しているのかもしれない。

鬲字の字釋は③韋心澄が鬲のままにしている他、①張光裕・吳鎮烽の集成では「鬲(司)」、⑥黃國輝は「鬲(司)」、④劉源・⑧王宏・⑨洪颯は「司」、②李學勤は「治」、⑤李春利・⑦李春桃は「亂」と各々釋している。大まかに區分すると、鬲を鬲の省略した形と考え「司る」と訓じる立場と、『說文解字』受部「鬲、治也、讀若亂」に従い「治める」と訓じる二つの立場が存在するようである。⑦李春桃はやや特

殊で、五年珣生簋（集成4292）「餘弗敢鬲」【餘敢へて鬲すことなし】の鬲を亂と釋すことなどを根據に本銘の鬲を亂と隸定しているが、『説文解字』乙部「亂、治也」を引き、いづれにせよ「治める」の意味で解釋している。

五年珣生簋以外で鬲字の見える牧簋（集成4323）「多鬲（亂）」、番生簋蓋（集成4326）「朱鬲（鬲）」の二器でも、鬲の意味でこの字を用いていない。しかし、職務を任命する内容の銘文において「令女（あるいは名前）嗣（あるいは官嗣）」云々の表現は鬲簋（集成4325）「命女（汝）嗣（司）成周里人、眾者（諸）侯・大亞、唵（訊）訟罰、取徵五守（鈞）」【汝に命じて成周里人および、諸侯・大亞の訊訟罰を司らしめ、五鈞を取徵せよ】、南宮柳鼎（集成2805）「令（命）柳、嗣（司）六自（師）牧・陽（場）大春（友）」【柳に命じて、六師の牧場の大夫を司らしむ】など多くの銘文で見られる一般的な表現となっており、全體の文意や前例を鑑みると本銘の鬲は嗣の省略であると考えた方が妥当であろう。

鬲三族と為刳室は、本銘の中でも特に大きく解釋の分かれる箇所である。

本銘以外の金文で三族という語が出現するのは、明公簋（集成4029）「唯王令（命）明公、遣三族伐東或（國）。才（在）遣、魯侯又（有）囚（繇）工（功）、用乍（作）旅彝」【唯れ王明公に命じ、三族を遣はし東國を伐たしむ。遣に在り、魯侯繇功有り、用つて旅彝を作る】における一例のみとなっている。明公簋もまた西周早期の作で、

伐東國の語からは周公東征を連想しやすいが、魯が建國されたのは周公東征の後であり、伯禽が魯侯となった時期が戦後すぐであるか否かが不明確であることから、現時点での斷言はやや尚早であろう。

本銘の三族と明公簋の三族が同じ集團を指すのかどうかも含め、刳室の三族や室が何を指すかについては複数の説がある。

①張光裕は三族が反亂者である三監の族屬で、夷殷の後に周公の命を受けた刳によって管治され、その後の東國征伐では周公の子である明公の下で軍として組織されたと推測する。「為刳室」については、三族の管治のために刳を外地に派遣するにあたって、行政指揮の本據地を設置させたと解釋している。

②李學勤は『周禮』小宗伯「掌三族之別、以辨親疏。其正室皆謂之門子、掌其政令」【三族の別を掌り、以て親疏を辨ず。其の正室皆これを門子と謂ひ、其の政令を掌る】の鄭玄注に「三族、謂父・子・孫、人屬之正名」【三族は父・子・孫を謂ひ、人屬の正名なり】ということから、三族を掌るといふ職務が族姓宗法の職務に係っていると解釋し、刳が祭祀を管理する官員であったと考える。「為刳室」については室を建物と釋して刳に房舎を建造させた、あるいは室を妻と釋して刳に妻を娶らせたとする二説を述べている。

③韋心滢は刳を殷遺民の貴族で刳尊の作者と他人であると考え、姫姓貴族の成員である三監の屬を管理する役目を與えられるのは不適當であり、また周公が子姓宗族の内部宗法に關心を持つはずがないと張光裕・李學勤説を否定する。周初の殷遺民を統治するに際しては、族氏ごとに周人貴族に分配され元の居地から移動させる方法

が取られていたと指摘し、本銘の三族とはすなわち三つの殷遺民氏族のことで、夷を以て夷を治めるという方策によって剋に治理させたのであると論じている。室とは本来親族組織を指す語であるが、ここでは親族だけでなく家臣・僕庸・臣妾なども包括した政治・軍事・経済の共同體を指すと考え、「為剋室」とは三族を剋氏の共同體に組み込む、つまり剋の附庸としたという意味だと解釋している。

⑤李春利は剋を殷遺民で剋尊の作器者とは別人であるとする立場を取るが、周公夷殷後の天下の形勢が未だ穩やかならざる時期に、商人に商人を監視させることは道理に合わないと考え韋心滢説を否定している。そして同じく剋の身分と當時の状況を理由として、三族を張光裕のいう三監の屬でもないと考え、李學勤説を支持し三族が自己の氏族を指すと見なしている。『左傳』定公四年に「昔武王克殷、成王定之……分魯公以大路大旂……殷民六族、條氏・徐氏・蕭氏・索氏・長勺氏・尾勺氏、使帥其宗氏、輯其分族」【昔武王殷に克ち、成王これを定む……魯公に分かつに大路大旂……殷民六族、條氏・徐氏・蕭氏・索氏・長勺氏・尾勺氏を以てし、其の宗氏を帥み、其の分族を輯めしむ】を引き、剋も條氏や徐氏の氏族長と似たような立場で、周公から自己の家族を掌管するという命令を受けることで貴族身分の繼續を保證されたのであると論じている。室の解釋に對しては韋心滢の共同體説を參照し、「為剋室」を自己の采邑を建立する意味であると解釋している。逆鐘(集成 8133)「乃且(祖)考許政于公室。今余易(賜)女(汝)干五錫・戈彤屨(沙)。用覲于公室僕庸・臣妾、小子室家」【あなたの祖考政を公室に許さる。今余汝に干五錫・戈の彤沙なるを賜ふ。

用て公室の僕庸・臣妾、小子の室家を覲せしむ】、卯簋蓋(集成 4327)「乃先且(祖)考、死(尸)(司)嗣(司)燹(榮)公室」【なんぢの先祖考、榮の公室を尸司す】、再殷(新收 1066)「王弗墜(忘)靡(應)公室」【王應の公室を忘れず】に見える公室は諸侯卿大夫の家族を指す語であり、小宗などの小規模な家では室家と稱するが、本銘の室もそれらと同様の意味であると想定している。

④劉源は剋簋と明公簋の三族を同じ集團と見なしており、甲骨文・明公簋の記述中の三族が軍事組織であり單なる三つの家族ではないことから、宗族によって構成された軍隊で東征の主力を成す、西周晩期の禹鼎に見える西六師や殷八師と似た精銳部隊であったと考える。周公の宗族内部の下級貴族と平民によって構成され、左・中・右の三部に編成されていたことから「三族」と稱されたのだとする。張光裕の三監屬説に對しては、三監の存在そのものが西周の資料に未見であり、また『左傳』定公四年の殷民六族・七族の語を見れば三監の管理下にあった殷遺民は三族だけに限らないこと、周公に克殷翌年の東征までに三監の軍の再編成を行う時間的餘裕が存在したと考え難いことなどを理由に否定している。

⑥黃國輝は沫司徒遯簋(集成 209)に「王束(來)伐商邑、征(延)令(命)康侯(邇)于衛。沚(沫)嗣(司)土(徒)送眾(邇)」【王來たりて商邑を伐ち、延きて康侯に命じて衛に邇せしむ。沫の司徒遯におよぶ】とあり、克殷後は直ちに康叔を衛に駐屯させ殷人の管理をさせていること、また『逸周書』作雒解の、周公の克殷後「俾康叔于殷、俾仲旄父于東」【康叔をして殷に宇せしめ、仲旄父を

して東に宇せしむ」という當時三監の族を管理していたのが康叔と仲旄父であったという記述から張光裕説を否定し、時代が合わないことから明公篋の三族とも違う集團であると考える。清人俞樾の「族者、軍中部族也」などを引いて古代では軍と族が一體化していたと論じ、芻篋と明公篋における「三族」は殷代の五族や三族と同じく三支族の軍隊に屬する者を指しており、それぞれ明公の親族、芻の親族で構成されていたと考える。室に關しては祭祀の場所であり、「為芻室」とは周公が芻の祭室を作ったと解釋する。その理由として芻尊銘文中の「宗小子」の語に着目し、新たに祭室を作ることが、芻が小宗として独自の祭祀權を持ち、支族である三族を管理することが出来るようになったことを示していると解釋している。

三族に關する諸説の中では、特に④劉源・⑤黃國輝が殷代甲骨文の用例に着目している。

合集 6813 □戊卜、爭貞、令(命)三族「从(從)」沚𠄎伐土「方」、受「祐」

【□戊卜す、爭貞ふ、三族に命じて沚𠄎に従ひ土方を伐つに、祐を受くか】

合集 32815 己亥、歷貞、三族王其令(命)追召方及于𠄎

【己亥、歷貞ふ、三族に王其れ命じて召方を追はしむるに、𠄎に及ばんか】

いずれもⅠ期の卜辭であるが、これらの辭で三族の語が軍組織の一單位として用いられていることは疑いなくである。東國征伐に

派遣された明公篋の三族は甲骨文と同じ用例であるが、特定の氏族名が明記されていない以上は本銘の三族が明公篋と同じ集團を指すという確證はなく、⑥黃國輝のいうように兩者は別の集團と見なした方が無難であろう。本銘の三族は無理に軍組織と解釋せずとも、三つの氏族と釋する方が自然である。

また、傳世文獻中に見える三族の語は前述『周禮』小宗伯以外にも、『儀禮』士昏禮に「吾子有賜命、某既申受命矣。唯是三族之不虞、使某也工吉日」【吾が子に命を賜ふ有り、某既に申ねて命を受く。唯れ是れ三族の不虞、某をして吉日を工せしむ】の鄭玄注に「三族、謂父母昆弟、己昆弟、子昆弟」といい、『禮記』仲尼燕居に「以之閨門之内有禮、故三族和也」【これを以て閨門の内に禮有り、故に三族和すなり】といい、内容に異同はあるがいずれも親族を指す語として用いられている。

室についての解釋では、公室・室家との關連をいう⑤季春利の指摘は參照すべきものである。職務を任命する他の銘文中で、特に逆鐘の銘文中では公室の範圍内に僕庸・臣妾などの隸民も含まれていることも考え併せると、「為芻室」とは③韋心澄のいう、他の氏族を己の家の附庸としたという解釋が最も適當であると考える。三族の具體的な構成員については不明だが、時期から推測するに、康叔や魯侯に與えられたような殷の遺民であった可能性が高い。

室とは家財・財産を指す語であり、ここで述べられているのは邑を賜るの別の表現、あるいは人間のみ與えられ領地に移住させたという内容であると考えられる。

用𠄎(茲) 設(簋) 裂(褻・設) 公休、用乍(作) 且(祖) 乙
罍(罍) 彝。

裂は𠄎字の左下に衣の付いた字形となっている。𠄎は𠄎とも隸定し、異體字が多く甲骨文には土のないものが多いが、いずれも人が木を植える姿を象っており、『説文解字』𠄎部に「𠄎、種也」という。于省吾などは藝の初文であると論じており、また裘錫圭は「古文獻中讀為“設”的“𠄎”及其與“𠄎”字互訛之例」(『東方文化』一九九八年三六卷一―二號合刊)で武威漢簡や甲骨金文で𠄎字が設置の意味で使われている例を指摘し、古音「𠄎」は祭部に屬し、「設」は祭部と隣り合う月部に屬すことから陰入對轉の關係になっており、𠄎を「勢」と讀めば設と聲母が同じであるので兩字が通用すると述べている。

①張光裕は中方鼎(集成2751、2752)「王令(命)中先省南國貫行、
𠄎(藝・設)王𠄎(居)。才(在)夔隲眞山、中乎(呼)歸(饋)生
鳳于王𠄎(藝・植)于寶彝」【王中に命じて先に南國を省し貫行せしめ、
王居を設せしむ。夔隲眞山に在り、中呼ばれ生鳳を王より饋られ、寶
彝を𠄎す】、靜鼎(新收1795)「令(命)師中眾靜省南或(國)□𠄎(藝・
設)应(居)【師中と靜に命じ南國を省せしめ居を□設せしむ】、中
𠄎(集成6574)「中𠄎王休、用乍(作)父乙寶彝彝」【中は王の休に
𠄎し、用て父乙の寶彝彝を作る】の例を挙げ、特に中𠄎の例は本銘の
𠄎の用法と同じだと指摘している。また裘錫圭説を参照し、「𠄎」が「設」
と讀めるのであれば「施」とも音義が近く、故に「𠄎」にも「施」の
意味があるのだと論じている。ただ後文では無理に設・施と隸定せず

とも、𠄎の樹を植える(樹立)という本義が引申されて彰顯の義とな
り、對揚と同じ用いられ方をしているのではないかと述べている。
②李學勤は張光裕説の前半と同じく、裘錫圭の「設」説を支持してい
るようである。

また、⑨洪颺は中𠄎の𠄎を「𠄎字の誤書かもしれない」とする馬承
源『商周青銅器銘文選』(文物出版社、一九八六―一九九〇年)の解
釋を引用するが本器の𠄎字については新たな解釋が必要であるとし、
また張光裕説については「設王休」という表現が古文字資料にも傳世
文獻にも見られないことを指摘している。そして「裂」字が「𠄎(𠄎)」「
聲(月部字)」に従う字であれば、古文字中で魚部と月部の字が相通ず
る狀況が少なからずあることから、魚部字である「揚」として讀むこ
とが出来ると述べている。月部・魚部の通假の具體例としては甲骨の
「作」(魚部)が𠄎(月部)の注音形聲字であると吳振武が唱えている
例、甲骨「𠄎」字は「害」(匣母月部)の意味で使われているが𠄎字
は戰國秦簡で禹(于母魚部)の初文として使われている例、金文や戰
國楚簡で「𠄎」字に𠄎聲や建聲の聲符が付されている例、中山王罍鼎
(集成2840)で「𠄎」(魚部)が越國の越(月部)として使われてい
る例、『説文解字』で「從虎守聲」とされる𠄎が實際は魚部字である
が守は月部である例、『説文通訓定聲』で於が魚部で関が月部に配さ
れている例などを挙げ、兩部の讀音における密接な關係を説明してい
る。

文意からも裂が對揚と同義の語であることは間違いない。馬承源の
いう𠄎字はおそらく耳尊(集成6007)の𠄎のような字形を指すので

あろうが、この字が單なる揚字の異體字である可能性も高く芻蕘字との關係もはつきりしていない現段階では、洪颺説を採用するのはやや拙速であろう。もし假に本銘の芻蕘字も字形の似ている揚の誤字であると考えると文意は格段に読み取りやすくなるが、これも確定すべき證據がなく、衣字の付いている理由も不明となり問題が多い。本稿ではひとまず張光裕・李學勤説に従い「設」と隸定することにする。郭錫良『漢字古音手冊』（北京大學出版社、一九八六年）では古音の衣は影母微部に屬しており、同じ陰聲韻である魚部の設に近い發音ということを強調する為、聲符として夬の下に衣が附されている可能性もある。

祖乙は芻によって本器を捧げられた祖先であるが、諡號には日干が用いられている。芻尊では祭祀對象の諡が「庚公」となっており、諡號の違いから兩器の芻を別人であると考える學者も存在する。③韋心澐・⑧王宏などがそれであり、本器の芻は周公の同族（小宗）であり王朝の高官であった芻尊の作者者とは別人の殷遺民の貴族であり、周による懷柔の手段として恩恵を與えられたのだと推測している。それとは逆に、①張光裕・②李學勤・⑥黃國輝は兩者が同一人物であると見なしており、その中でも⑥黃國輝は芻が周王室の同姓小宗の長であるとした上で、商人も周人も一様に日名を使う習俗を持っていたと論じている。芻尊では芻の父祖が文王・武王を補佐したことが記されているが、成王二年の芻簋で祖である祖乙を祭り、成王五年の芻尊では父である庚公を祭ったと黃國輝は考え、芻の父が死んだのは成王二年から五年の間だと推測している。

他の證據がない以上兩器の芻が同一人物であるか否かは現時點では

はつきり斷言出来ないが、兩者の活動時期がごく近いことから同一人物である可能性は小さいものではない。西周晩期の應侯鼎（近出二392）には祭祀對象を示す「琫帝日丁」という呼稱が見える。「河南平頂山應國墓地八號墓發掘簡報」（『華夏考古』二〇〇七年第一期）では帝を父祖の意であるとし、琫帝を武王の父である文王のことと釋するが、張懋鎔「再論『周人不用日名說』」（『文博』二〇〇九年第三期）や李凱「應公鼎『琫帝日丁』試解」（『殷都學刊』二〇〇八年第三期）は簡報説を否定し琫帝日丁が武王本人を指すと見なしている。『春秋左氏傳』僖公二十四年記事には應が「武の穆なり」と言及されており、琫帝の解釋は張懋鎔・李凱説の方が妥當であるが、いずれにせよ應侯鼎銘文は周王が日丁という殷風の諡號を持っていたことの證據となる。應侯が姬姓氏族であるとする『左傳』の記述が誤りであるなら、「琫帝日丁」が殷Ⅰ期の武丁を指すとも讀めるが、琫字は一般に周武王に對する專字であり、可能性はあまり高くない。

この他、西周中期の濂姬簋（集成3978）に「濂（濂）姫乍（作）父庚樽簋」【濂姫、父庚の樽簋を作る】という一文があり、また金文に見える西周早期の燕侯世系に「召伯父辛」なる人物がいる。文獻の記す通り召公の一族が姫姓であるとすれば、これも周初の姫姓氏族が殷風の諡號を用いることがあったという黃國輝の説を裏付けるものとなる。周の宗族制が完成を見るのは概ね西周中期であり、諡號の違いも民族の差だけでなくある程度時代の差に依據するものであったかもしれないことを、これらの例から讀み取ることが出来る。

珂盥(鑄) 且(祖) 辛寶障(障) 彝。

金文の「鑄」・「作鑄」・「鑄作」は鑄造するの意味で、青銅器を作成する意味の「作」字とほぼ同じ文意の字である。異體字が非常に多く、主に𠄎𠄎・𠄎𠄎・𠄎𠄎・𠄎𠄎・𠄎𠄎・𠄎𠄎・𠄎𠄎・𠄎𠄎・𠄎𠄎・𠄎𠄎・𠄎𠄎・𠄎𠄎などの形が見られる。林澧『古文字研究簡論』(吉林大學出版社、一九八六年)は、元は灼熱の火に似た金屬溶液を傾ける情景を象った表意文字であったが、變化の過程で意符の「金」と音符の「壽」(𠄎)が加わり、最後には金に从い壽に从う形聲字で固定され元々含んでいた偏旁は完全になくなってしまったのであると、その字の成り立ちを説明している。西周早期でも特に早い時代に屬するであろう大保方鼎(集成1735)・大保卣(集成3018)・大保盤(集成10054)や、同じく西周早期の作册大鼎(集成2758、2759、2760、2761)や王七祀壺蓋(集成9551)に見える鑄字は林澧の述べる原型の字形に近い𠄎𠄎や𠄎𠄎などであり、本銘の鑄字も同じく最も古い時代の字形を留めたものとなっている。

乙器器底の銘文では、蓋の祖乙とは異なる祖辛という先祖が祭祀の対象となっている。金文では祖父以上の祖先は總じて「祖」と呼ばれており、高祖や亞祖のような呼び分けがされている場合もあるが、多くは「祖」とのみ記されている。

本器のような蓋と器の名前が異なる例はごく稀であるが、③韋心澄は僕麻卣(新收1753、西周早期)の器内壁の銘文で「用乍(作)父辛障(障)」とあるのに對し、蓋内には「圖父丙」と書かれている例

を擧げている。その他、老簋(新收1875)と虎簋蓋(新收1874)のように器と蓋とで全く違う内容の銘文が記されている銅器も存在している。韋心澄論文には所有者の話として、入藏時はみな器と蓋が接着していて手では開けられない状態であったことが記されており、また甲乙の器形がほぼ同じであることも鑑みると、發掘時に器と蓋の組み合わせを誤った可能性は少ないと思われる。

殷代甲骨文には合集2131の父甲・父庚・父辛に一牡ずつ捧げた例や、合集2192「勿土(侑)多父」、合集38731「貞其祀多先「祖」」など、祭祀の際に複数の先祖を祀る例が數多く見られる。本器が製作されたのは成王期のごく早い時期であり、この時点では殷の影響を受けた諡號を祖に對し用いていた珂が、祭祀方法にも殷の遺風を残していたとしてもさほど不自然ではない。

訓讀

甲器(器底・器蓋)・乙簋(器蓋)

唯れ八月公殷を夷ぐるの年、公、珂に貝十朋を賜ひ、廼ち珂に命じて三族を嗣らしめ、珂の室と為さしむ。茲の簋を用て公の休を設け、用て祖乙の障彝を作る。

乙器(器底)

珂、祖辛の寶障彝を鑄す。

現代語譯

甲器（器底・器蓋）・乙簋（器蓋）

公が殷の反亂を平定した年の八月、公は刳に貝十朋を賜り、それから刳に三族を管理し、その家の附庸とすることを命じた。そうして刳はこの簋をもって公のお恵みをならべ、祖乙をお祭りするための罍彝を作った。

乙器（器底）

刳が祖辛をお祭りするための寶罍彝を鑄造した。

（立命館大學白川靜記念東洋文化研究所漢字學研究會會員）